

高崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																																												
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 目標指標の設置の考え方</p> <p>【計測方法】</p> <p>調査方法：中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、<u>高崎市東町市民活動センター</u>の8施設）の年間利用者を用いる。</p> <p>■経済活力の向上に寄与する主な事業</p> <table border="1"> <tr> <th>事業の区分</th> <th>事業名</th> </tr> <tr> <td>集客施設整備</td> <td>高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・公共施設の整備）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>■戦略目標・基本理念・基本方針に基づく目標設定とその実現のための目標指標、主要事業</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">主要事業</th> </tr> <tr> <td>・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>再開発と一体となったまちづくり検討業務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・高崎芸術劇場集客推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国際スポーツイベント等開催支援</td> <td>等</td> </tr> </table> <p>(3) 数値目標の設定</p> <p><u>削除</u></p> <p>【令和5年3月変更時の状況】</p> <p><u>③高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、施設計画の見直しを行ったため計画期間内の完成が見込まれなくなった。主要事業を補完するために、以下の事業を追加することで、目標指標1の達成を目指す。</u></p> <p><u>高崎市東町市民活動センター建替事業（老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、体育館等を整備する。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) フォローアップの時期と方法</p> <p>■フォローアップの時期と方法</p> <table border="1"> <tr> <th>目標指数</th> <th>フォローアップの時期</th> <th>フォローアップの方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業の区分	事業名	集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・公共施設の整備）	(略)	(略)	主要事業		・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業		・ <u>再開発と一体となったまちづくり検討業務</u>		・高崎芸術劇場集客推進事業		・国際スポーツイベント等開催支援	等	目標指数	フォローアップの時期	フォローアップの方法				<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 目標指標の設定の考え方</p> <p>【計測方法】</p> <p>調査方法：中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、<u>高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）</u>の8施設）の年間利用者を用いる。</p> <p>■経済活力の向上に寄与する主な事業</p> <table border="1"> <tr> <th>事業の区分</th> <th>事業名</th> </tr> <tr> <td>集客施設整備</td> <td>高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・<u>ホテル</u>・公共施設の整備）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>■戦略目標・基本理念・基本方針に基づく目標設定とその実現のための目標指標、主要事業</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">主要事業</th> </tr> <tr> <td>・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>パブリックゾーン整備事業</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・高崎芸術劇場集客推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国際スポーツイベント等開催支援</td> <td>等</td> </tr> </table> <p>(3) 数値目標の設定</p> <p><u>③高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）に伴う効果</u></p> <p><u>令和5年度事業完了予定の「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」においては、商業施設、オフィス、ホテル、パブリックゾーン等から構成される、床面積約100,000㎡、建築面積7,000㎡、敷地約1.6haの複合施設が整備される予定となっています。</u></p> <p><u>このうち、子ども図書館、キッズスペース、ギャラリー等（床面積4,000㎡）が整備される予定のパブリックゾーンについては、類似施設である高崎駅市民サービスセンター図書コーナー（床面積約390㎡）の平成30年度の資料貸出人数が年間37,876人（開館日数：286日）であることから、同等程度の利用があると設定し、年間約37,000人と想定します。</u></p> <p><u>新規追加</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) フォローアップの時期と方法</p> <p>■フォローアップの時期と方法</p> <table border="1"> <tr> <th>目標指数</th> <th>フォローアップの時期</th> <th>フォローアップの方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業の区分	事業名	集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・ <u>ホテル</u> ・公共施設の整備）	(略)	(略)	主要事業		・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業		・ <u>パブリックゾーン整備事業</u>		・高崎芸術劇場集客推進事業		・国際スポーツイベント等開催支援	等	目標指数	フォローアップの時期	フォローアップの方法			
事業の区分	事業名																																												
集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・公共施設の整備）																																												
(略)	(略)																																												
主要事業																																													
・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業																																													
・ <u>再開発と一体となったまちづくり検討業務</u>																																													
・高崎芸術劇場集客推進事業																																													
・国際スポーツイベント等開催支援	等																																												
目標指数	フォローアップの時期	フォローアップの方法																																											
事業の区分	事業名																																												
集客施設整備	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（店舗・オフィス・ <u>ホテル</u> ・公共施設の整備）																																												
(略)	(略)																																												
主要事業																																													
・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業																																													
・ <u>パブリックゾーン整備事業</u>																																													
・高崎芸術劇場集客推進事業																																													
・国際スポーツイベント等開催支援	等																																												
目標指数	フォローアップの時期	フォローアップの方法																																											

都市集客施設の利用者数の合計値（人/年）	翌年度4月～5月	中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、 <u>高崎市東町市民活動センター</u> の8施設）の年間利用者数を用いる。
(略)	(略)	(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略  
 (2) ① 略  
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) へ移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備 【実施時期】 平成22年度～ <u>令和10年度</u>	再開発組合	高崎駅東口に店舗、オフィスなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等(高崎駅東口栄町地区)) 実施時期： <u>令和6年度</u>	
【事業名】 <u>再開発と一体となった街づくり検討業務</u> 【内容】 (略)	高崎市	高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流	支援措置の内容 <u>都市構造再編集中支援事業</u> <u>(高崎駅周辺地区)</u>	

都市集客施設の利用者数の合計値（人/年）	翌年度4月～5月	中心市街地の都市集客施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬、 <u>高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（パブリックゾーン）</u> の8施設）の年間利用者数を用いる。
(略)	(略)	(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略  
 (2) ① 略  
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 店舗、オフィス、 <u>ホテル</u> などで構成する複合施設を整備 【実施時期】 平成22年度～ <u>令和5年度</u>	再開発組合	高崎駅東口に店舗、オフィス、 <u>ホテル</u> などの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等(高崎駅東口栄町地区)) 実施時期： <u>令和2年度～令和5年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②からの移設</u>				
<u>(4) からの移設</u>				

【実施時期】 令和5年度～令和6年度		を促進する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要な。	実施時期： 令和5年度～ 令和6年度	
-----------------------	--	---------------------------------------------	--------------------------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)へ移設				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 再開発と一体となった街づくり検討業務 【内容】 (略) 【実施時期】 令和5年度～令和6年度 ※再掲54ページ参照	高崎市	高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要な。	支援措置の内容 都市構造再編集中支援事業 (高崎駅周辺地区) 実施時期： 令和5年度～ 令和6年度	
【事業名】 高崎市東町市民活動センター建替事業 【内容】 老朽化した既存建物の建替え 【実施時期】	高崎市	老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、体育館等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。	支援措置の内容 都市構造再編集中支援事業 (高崎駅周辺地区) 実施時期： 令和3年度～令	

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 パブリックゾーン整備事業 【内容】 (略) 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	高崎市	高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要な。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)からの移設				
新規追加				

令和2年度～令和6年度		この事業は、“快適・便利な まちなか居住が享受できる中心 市街地の形成の実現に必要であ る。”	和6年度	
-------------	--	----------------------------------------------------------	------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業  
該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
(3)～移設				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一  
体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
  - (3) 略
  - (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街 地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎市居住誘導策 【内容】 高度利用地区を指定し、集 合住宅等の立地を促進 【実施時期】 平成30年度～	高崎市	<u>建築規制となる容積率などの 緩和を受けられる高度利用地区 の指定を制度化することによ り</u> 、集合住宅等の立地を促進し、 中心市街地の活力の源である居 住人口の増加を図る。 この事業は、“快適・便利な まちなか居住が享受できる中心 市街地の形成”、“市民や来訪 者が楽しく回遊できる中心市街 地の形成”の実現に必要なである。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 <u>パブリックゾーン整備事 業</u> 【内容】 (略) 【実施時期】 <u>令和2年度～令和5年度</u> ※再掲54ページ参照	高崎市	高崎駅東口に建設する再開発 ビルに子ども図書館やキッズス ペース、ギャラリー等を整備す ることにより、中心市街地にお ける多世代の市民の来訪や交流 を促進する。 この事業は、“来訪者で賑わ う集客拠点ゾーンの形成”の実 現に必要なである。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一  
体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
  - (1) 略
  - (2) ① 略
  - (2) ② 略
  - (3) 略
  - (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街 地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎市居住誘導策 【内容】 高度利用地区を指定し、集 合住宅等の立地を促進 【実施時期】 平成30年度～	高崎市	<u>高度利用地区の指定や容積率 の緩和などを制度化することよ り</u> 、集合住宅等の立地を促進し、 中心市街地の活力の源である居 住人口の増加を図る。 この事業は、“快適・便利な まちなか居住が享受できる中心 市街地の形成”、“市民や来訪 者が楽しく回遊できる中心市街 地の形成”の実現に必要なである。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略  
 (2) ① 略  
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3) ~移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備 【実施時期】 平成22年度～令和10年度 ※再掲54ページ参照	再開発組合	高崎駅東口に店舗、オフィスなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区）） 実施時期： 令和6年度	
【事業名】 高崎だるま市 【内容】 高崎だるまを販売する「市」を開催	高崎だるま市実行委員会	高崎を代表する伝統工芸品である「高崎だるま」を販売するだるま市を、元日からまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につな	支援措置の内容 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略  
 (2) ① 略  
 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 店舗、オフィス、ホテルなどで構成する複合施設を整備 【実施時期】 平成22年度～令和5年度 ※再掲54ページ参照	再開発組合	高崎駅東口に店舗、オフィス、ホテルなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。 この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区）） 実施時期： 令和2年度～令和5年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②からの移設				
新規追加				

【実施時期】 平成28年度～ ※再掲67ページ参照		<u>げていく。</u> この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。	実施時期： 令和2年度、 令和4年度	
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分を除く） 【内容】 商店等のリニューアルを推進するための助成事業 【実施時期】 平成25年度～	高崎市	市内の店舗等で改装や備品購入をする際の費用の一部を支援することにより、店舗の魅力や集客力の向上に寄与する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。	支援措置の内容 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施時期： 令和2年度～ 令和4年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<u>(3)へ移設</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 略

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

■ 協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (令和元年12月25日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
<u>中心市街地活性化協議会</u> (令和5年1月12日)	<u>第3期基本計画の変更について</u>

<u>(4)からの移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（区域内外装工事分を除く） 【内容】 商店等のリニューアルを推進するための助成事業 【実施時期】 平成25年度～	高崎市	市内の店舗等で改装や備品購入をする際の費用の一部を支援することにより、店舗の魅力や集客力の向上に寄与する。 この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 略

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

■ 協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (令和元年12月25日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
<u>新規追加</u>	<u>新規追加</u>

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和4年11月1日現在  
(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	<a href="#">串田紀之</a>	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財)高崎市都市整備 公社	専務理事	北島 晃	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	<a href="#">福島貴希</a>	
			都市整備部長	内田昌孝	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	<a href="#">高橋英二</a>	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	<a href="#">桜庭周清</a>	
公共交通機 関の利便増 進	法第15条第4項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	<a href="#">南沢千春</a>	
関係行政機 関	法第15条第7項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	<a href="#">川端雅由</a>	
	法第15条第7項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部産 業政策課	課長	<a href="#">上山英人</a>	
地域経済代 表	法第15条第8項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	<a href="#">片山政明</a>	
地域メディア	法第15条第8項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	<a href="#">大山駿作</a>	
観光	法第15条第8項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

(略)

(3) 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1) ~ (3) 略

(4) 都市機能の集積のための事業等

■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要
市街地の整備改善	高崎駅東口栄町地区市 街地再開発事業	高崎駅東口周辺に店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備する事業であり、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する効果が期待される。
	<a href="#">再開発と一体となった まちづくり検討業務</a>	(略)
	高崎駅東口第九地区市 街地再開発事業	(略)

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

令和2年2月1日現在  
(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	<a href="#">児玉正藏</a>	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機 構)	一財)高崎市都市整備 公社	専務理事	北島 晃	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	<a href="#">松本 伸</a>	
			都市整備部長	内田昌孝	
商業活性化	法第15条第4項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	<a href="#">安中隆二</a>	
		(株)高崎高島屋	代表取締役社長	<a href="#">竹下 真</a>	
公共交通機 関の利便増 進	法第15条第4項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	<a href="#">木村法雄</a>	
関係行政機 関	法第15条第7項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	<a href="#">神戸 勇</a>	
	法第15条第7項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部商 政課	課長	<a href="#">諸田隆志</a>	
地域経済代 表	法第15条第8項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	<a href="#">新井久男</a>	
地域メディア	法第15条第8項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役	<a href="#">小林正明</a>	
観光	法第15条第8項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

(略)

(3) 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略

(1) ~ (3) 略

(4) 都市機能の集積のための事業等

■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要
市街地の整備改善	高崎駅東口栄町地区市 街地再開発事業	高崎駅東口周辺に店舗、オフィス、 <a href="#">ホテル</a> などで構成する複合施設を整備する事業であり、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する効果が期待される。
	<a href="#">パブリックゾーン整備 事業</a>	(略)
	高崎駅東口第九地区市 街地再開発事業	(略)

都市福利施設の整備	<u>再開発と一体となった まちづくり検討業務</u> ※再掲	(略)
(略)	(略)	(略)

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

第3期基本計画では戦略方針の1つ目として、交流人口を増やすために、電車など公共交通機関を利用して本市を訪れる人が、高崎駅から歩いて行けるエリアで買い物や宿泊、親子の時間などを楽しめるよう、「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」、「再開発と一体となったまちづくり検討業務」等を実施し、都市集客施設の整備・活用を積極的に推進します。(略)

(2) 略

1 2. 認定基準に適合していることの説明 略

都市福利施設の整備	<u>パブリックゾーン整備 事業</u> ※再掲	(略)
(略)	(略)	(略)

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

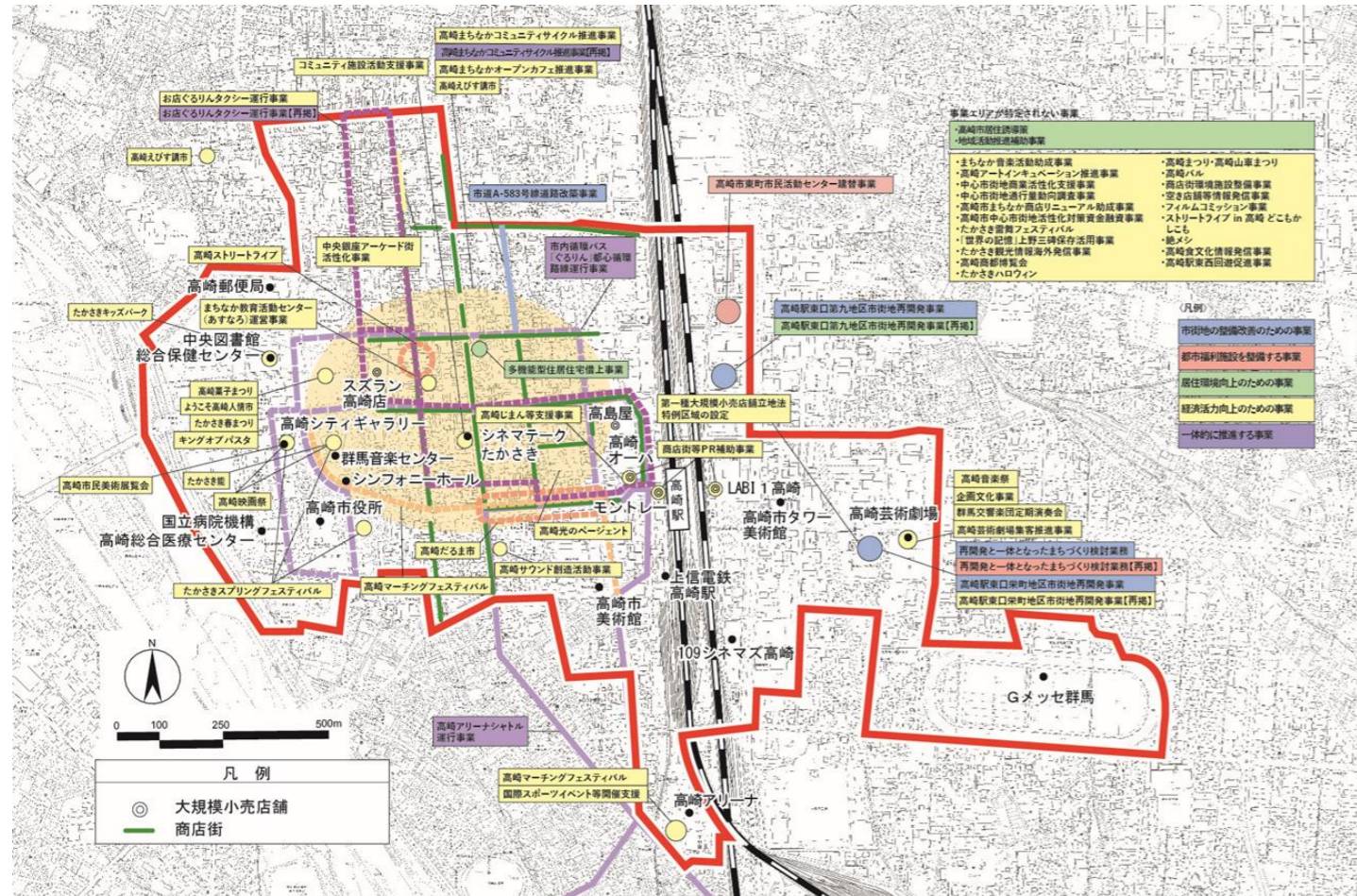
第3期基本計画では戦略方針の1つ目として、交流人口を増やすために、電車など公共交通機関を利用して本市を訪れる人が、高崎駅から歩いて行けるエリアで買い物や宿泊、親子の時間などを楽しめるよう、「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」、「パブリックゾーン整備事業」等を実施し、都市集客施設の整備・活用を積極的に推進します。(略)

(2) 略

1 2. 認定基準に適合していることの説明 略



■4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

